

仕 様 書

1. 【調達件名】

令和8年度 アイム・ジャパン技能実習生及び特定技能者等（以下、「外国人材」と言う）の技能講習に係る通訳業務委託契約

2. 【目的】

外国人材が、危険な特定の業務である就業制限業務に従事する者については、労働安全衛生法に基づく技能講習の受講が義務付けられている（労働安全衛生法第61条）。

当機構は、受入企業からの要望により、外国人材が企業配属後に提携している登録教習機関の技術教習所において実施する、

ア フォークリフト運転技能講習 学科 15 時間（2 日）、実技 24 時間（3 日）計 5 日間

イ 玉掛け技能講習 学科 14.5 時間（2 日）、実技 7 時間（1 日）計 3 日間

ウ 床上操作式クレーン運転技能講習 学科 12 時間（2 日）、実技 6 時間（1 日）計 3 日間

の通訳における受講支援を目的とする。

3. 【業務内容】

技術教習所が、日本語で講義する上記の学科及び実技の講習科目をインドネシア語、タイ語、ベトナム語、ベンガル語、シンハラ語にて外国人材に対し通訳を行うものである。

学科は、教室において日本人講師の説明を同時通訳で行い、実技は、実技場において日本人講師の指導を同時通訳で行う。学科講習は、実技講習と比較して通訳量が多いこと、また、専門的な用語が必要とされることに留意する。

4. 【履行場所】

株式会社 PCT 東京教習所（東京都江東区）

但し、同技術教習所での受講要件が調整できない場合は、他の技術教習所での講習変更もありうるため、その場合は当機構が指定した場所となる。

5. 【実施時間等】

8 時 00 分から 18 時 00 分頃まで。実労 8 時間。延長となった場合は、委託契約書に基づき延長料金を支払う。また、本業務に伴う交通費は、委託料に含むものとする。

6. 【契約期間】

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

7. 【受託者の要件】

ア インドネシア語、タイ語、ベトナム語の技能講習（学科及び実技）の通訳実務の経験年数を 3 年以上有する通訳者が、合計 10 名以上いること。また、ベンガル語、シンハラ語の技能講習（学科及び実技）の通訳実務の経験年数を 1 年以上有する通訳者が、それぞれ 2 名以上いること。

イ インドネシア語、タイ語、ベトナム語の安全衛生教育の通訳実務経験を有する者が、合計 10 名以上いること。また、ベンガル語、シンハラ語の安全衛生教育の通訳実務経験を有する者が、それぞれ 2 名以上いること。

ウ 正確でわかりやすい通訳を行うことができ、技能実習生が十分に理解できるだけの技量を備えていること。特に外国人材が、技能講習における学科及び実技の修了試験に際し、短時間で正確に通訳ができる者を派遣すること。

エ 受注者は、上記のア～ウの能力を十分に有する者を事前の連絡なく欠員等がないよう、確実に派遣すること。

8. 【年間通訳回数の概算】

令和8年度の年間通訳日程（予定）及び通訳回数の概算は、下記の表のとおり。

令和8年度 技能講習の通訳派遣人数概算						
回数	入国番号	技能講習における通訳日程（予定） 6日間	入国次	学科 通訳回数	実技 通訳回数	学科+実技 合計通訳回数
1	2026-01	2026年05月23日（土）～2026年05月28日（木）	ABCEF2026-01	20	22	42
2	2026-02	2026年06月25日（木）～2026年06月30日（火）	ABCEF2026-02	21	23	44
3	2026-04	2026年08月01日（土）～2026年08月6日（木）	ABCEF2026-04	25	27	52
4	2026-05	2026年09月03日（木）～2026年09月08日（火）	ABCEF2026-05	26	28	54
5	2026-06	2026年10月08日（木）～2026年10月13日（火）	ABCEF2026-06	20	22	42
6	2026-07	2026年11月07日（土）～2026年11月12日（木）	ABCEF2026-07	22	24	46
7	2026-08	2026年12月10日（木）～2026年12月15日（火）	ABCEF2026-08	22	24	46
8	2026-09	2027年01月13日（水）～2027年01月18日（月）	ABCEF2026-09	19	21	40
9	2026-10	2027年02月13日（土）～2027年02月18日（木）	ABCEF2026-10	19	21	40
10	2026-11	2027年03月18日（木）～2027年03月23日（火）	ABCEF2026-11	20	22	42
11	2026-12	2027年04月17日（土）～2027年04月22日（木）	ABCEF2026-12	20	22	42
合 計				234	256	490

- ・入国次のAはインドネシア、Bはタイ、Cはベトナム、Eはバングラデシュ、Fはスリランカを表す。
- ・技能講習科目別の受講日数：フォークリフトは学科2日+実技3日、玉掛けは学科2日+実技1日、床上操作式クレーンは学科2日+実技1日
- ・日程、入国次変更や受講者の増減（各講習申込総数が5人に満たない場合は実施できない）により変更される場合がある。

年間の予定通訳回数は、見込みの数量であり、必ずしもこれらの発注を保証するものではない。

9. 【通訳の手順】

(1) 通訳の要請

当機構は、受注者に対し当該講習日程及び必要な通訳者情報（言語・人数等）を原則として通訳実施予定日の4週間前（4週間前が休日の場合は、その前の平日）までにメールにて通知する。

受注者は、内容を確認のうえ通訳者を決定し当機構に対し、原則として通訳実施予定日の3週間前（3週間前が休日の場合は、その前の平日）までにメールにて回答する。

(2) 通訳の実施

通訳者は、指定された日、時間及び場所で実施をする。実施時間は、事前に要請していた通訳開始時刻から実際に通訳が終了した時刻までとする。

(3) 通訳要請の取り消し

通訳の要請を取り消す場合は、当機構が受注者に対し、原則として通訳実施予定日の3日前（前日が休日の場合、その前の平日）の午後5時までに電話にて連絡をする。

10. 【委託料の請求・支払】

(1) 受注者は、通月の通訳実績に基づき請求書を翌月までに発注者に提出する。

(2) 発注者は、受注者から提出された請求書と講習実績を確認のうえ、請求があった月の翌月までに委託料を支払う。

11. 【特記事項】

(1) 人権等に係る認識

当該講習に係る通訳者は、多様な宗教等についての認識を持ち、適切な通訳業務を実施すること。

(2) 再委託

受注者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

(3) 機密保持

受注者は、本受注業務の過程で知り得た情報を本受注業務の目的以外に使用または、第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

(4) 契約解除

発注者は、受注者が行う当該通訳業務に係り重大な過失があった場合には、当該契約を解除することができる。

12. 【注意事項】

(1) 受注者は、本業務に係る担当者を置くこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、発注者と受注者間で協議のうえ決定することとする。

以上